

岡山市の合併処理浄化槽設置補助金制度について

1 対象地域

①公共下水道や農業集落排水施設等の計画のない地域

②公共下水道の整備が7年以上見込まれない地域

ただし、①②の地域内であっても、農業集落排水施設による処理区域及び宅地開発時に集中浄化槽の設置を指導された一定規模以上の住宅団地は補助対象になりません。

※下水道事業計画区域は市ホームページ中の「岡山市下水道等情報マップ」で確認できます。

<http://www.gis.pref.okayama.jp/okayamacity/PositionSelect?mid=8016>



※農業集落排水施設による処理区域については浄化槽対策室までお問い合わせください。

(TEL:086-803-1294)

2 補助金額（令和5年度）

（1）合併処理浄化槽の設置

人 槽	金 額	人 槽	金 額
5人	332,000円	11~20人	939,000円
7人	414,000円	21~30人	1,472,000円
10人	548,000円	31~50人	2,037,000円

（2）汲取り便所から合併処理浄化槽への設置替え（①+②+③）

①上記（1）に定める金額

②宅内配管工事に要する費用の額（30万円を上限とする。）

※ 建替に伴い汲取り便所から合併処理浄化槽に設置替えする場合を除く

③汲取り便槽撤去工事に要する費用の額（9万円を上限とする。）

※ 汲取り便槽を完全に撤去する場合に限る（一部撤去する場合を除く）

※ 建替に伴い汲取り便所から合併処理浄化槽に設置替えする場合も含む

※ 申請前に汲取り便槽を撤去した場合は対象外

	①浄化槽設置工事補助（人槽毎 33.2～203.7万円）
加算部分	②宅内配管工事補助（上限 30万円）
	③便槽撤去補助（上限 9万円）

（3）単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替え（①+②）

①上記（1）に定める金額

②宅内配管工事に要する費用の額（30万円を上限とする。）

※ 建替に伴い単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に設置替えする場合を除く

（裏面もご確認ください）

3 主な支給条件

- ①申請者が住むための専用住宅であること
 - ・セカンドハウス、共同住宅、借家目的の建物は補助対象になりません。
 - ・店舗等併用住宅については、居住部分が延べ床面積の2分の1以上あれば原則として補助対象になります。
- ②市税（延滞金含む）の滞納が無いこと
- ③既存の汚水処理未普及解消につながる合併処理浄化槽の設置であること
 - ・合併処理浄化槽の設置された家屋の建替・増築や転居、合併処理浄化槽の更新などは補助対象になりません。

※自然災害に伴い必要となった合併処理浄化槽の設置については補助対象となります。
- ④設置工事が岡山県合併処理浄化槽普及促進協議会の工事マニュアルに沿って適切に施工され、その過程が工事写真等で確認できること
- ⑤年度末の3月15日までに設置工事（建物工事、宅内配管や必要な撤去工事も含みます）を完了し実績報告書を提出できること
 - ・設置工事及び補助金申請は年度をまたがることができません。
- ⑥補助金の交付を受けた方で、交付を受けた翌年度から起算して7年を経過していない方は補助対象になりません。

※自然災害に伴い必要となった合併処理浄化槽の設置については補助対象となります。

4 その他

設置工事着工後、並びに完了後の申請は、補助対象になりません。必ず、事前に申請し補助金交付決定通知が出た後に、設置工事に取りかかってください。

なお、やむを得ない事情がある場合を除き工事完了後1年以内に浄化槽の使用を開始してください。

また、補助金の交付を受けて設置された合併処理浄化槽には補助年度の翌年度から起算して7年間の財産処分制限期間があります。

問い合わせ先

岡山市環境局環境部環境保全課浄化槽対策室

電話：086-803-1294

FAX：086-803-1887